

(家畜伝染病のまん延を防止する規制の解除)

青森県告示第八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により令和三年十二月十二日青森県告示第八百十九号で規制した次に掲げる区域等について、令和四年一月五日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年一月五日

青森県知事 三村 申 吾

一 規制されていた区域

三戸郡三戸町貝守字細久保

二 規制されていた期間

令和三年十二月十二日から令和四年一月四日まで

三 規制の内容

1 家畜(鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。)の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止

2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止

3 ふ卵をすることの禁止